

学校法人北里研究所と清瀬市との個別的連携に関する協定書

学校法人北里研究所（以下「北里研究所」という。）と清瀬市（以下「市」という。）とは、次のとおり個別的連携協定を締結します。

（目的）

第1条 本協定は、市が進めている結核療養の歴史等に係る将来的な世界遺産登録に向けた取組にあたって、北里研究所と連携を図ることにより、その幅を広げ、もって取組の一層の推進に寄与することを目的とします。

（連携・協力内容）

第2条 北里研究所及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 結核療養等に係る歴史を再認識するための取組に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に連携し及び協力することが、北里研究所及び市の合意により必要と認められる事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 北里研究所及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から3年間とします。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに北里研究所又は市のいずれかから別段の意思表示がない限り、有効期間の満了日の翌日からさらに3年間本協定を更新するものとし、その後も同様とします。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、または協定書に定めの無い事項については、双方協議のうえ定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名のうえ、各々1通を保有します。

平成30年7月5日

東京都港区白金五丁目9番1号
学校法人北里研究所

理事長

小林弘祐

東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市長

渋谷金太郎